

9月1日(木)より 「臨時福祉給付金」の申請を開始します

消費税率の引上げに際し、所得の低い方への負担の影響を考え、暫定的・臨時的な措置として「臨時福祉給付金」を支給します。

また、賃金引上げの恩恵がおよびにくい低所得の障害・遺族基礎年金受給者を支援するよう実施する低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの「年金生活者等支援臨時福祉給付金」を支給します。

支給対象者 平成28年1月1日において高浜市の住民基本台帳に記録されており、平成28年度分の市民税が課税されていない方(ただし、課税されている方の扶養家族となっている方や、生活保護の受給者である方など対象とならない方もいます。)

低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの「年金生活者等支援臨時福祉給付金」は、対象となるいずれかの年金について平成28年4月分の受給がある方(同年5月の受給のない方を除く。)または同年5月の受給がある方。ただし、高齢者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給を受けた方は除く。

支給額 ・「臨時福祉給付金」支給対象者1人につき3,000円
・低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの「年金生活者等支援臨時福祉給付金」支給対象者1人につき30,000円

申請期間 9月1日(木)～11月30日(水)(土・日曜日および祝日を除く。)
午前8時30分～午後5時

申請に必要なもの

- ・申請書(対象と思われる方には9月初めごろ郵送します。)
- ・本人確認書類(運転免許証、住民基本台帳カードなど公的身分証明書の提示または写しの提出)
- ・振込先がわかるもの(通帳やキャッシュカードの写し)

※外国人の方の場合、在留資格などが確認できるもの

申請方法 対象となる可能性のある方には9月から順次申請書を送付します。

・郵送で申請する場合

申請書に電話番号などの必要事項を記入のうえ、本人確認書類の写しと振込先がわかるものの写しを返信用封筒で郵送してください。

・窓口で申請する場合

申請書に必要な事項を記入のうえ、本人確認書類と振込先がわかるものを持って市役所地下教養室まで来場してください。

☆窓口が混雑する場合がありますので、郵送での申請に協力してください。

※詳しくは問い合わせてください。

☆「臨時福祉給付金」をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐欺」に注意してください。

「臨時福祉給付金」に関して

- ・市の職員がATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ・ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- ・市の職員が「臨時福祉給付金」の給付のために、手数料などの振込を求めることは、絶対にありません。
- ・現時点で、市の職員が市民の皆さんの世帯構成や銀行口座番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

☆自宅や職場などに、市の職員をかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、市役所や最寄りの警察署に連絡してください。

問合せ先 臨時福祉給付金受付窓口(高浜市役所地下教養室) ☎52-1447